

寒河江市青少年育成センター設置要綱

(設置及び目的)

第1条 寒河江市青少年の健全育成に資するため、寒河江市青少年育成センター（以下「育成センター」という）を置く。

(名称及び位置)

第2条 育成センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 寒河江市青少年育成センター
- (2) 位置 寒河江市大字西根字石川西 333番地
寒河江市教育委員会生涯学習課内

(業務)

第3条 育成センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 青少年相談に関すること
- (2) 街頭指導に関すること
- (3) 関係指導機関及び団体の連絡・調整に関すること
- (4) その他、青少年の健全育成に必要とされる業務に関すること

(主管及び職員)

第4条 育成センターは、生涯学習課を主管として、所長及び必要な職員を置き、生涯学習課の職員をもってあてる。

2 育成センターの所長には、生涯学習課長があたる。

(委任)

第5条 この要綱で定めるもののほか、育成センターの組織運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和45年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。